

特記仕様書

1 適用

本仕様書は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電気錠制御装置更新工事に適用する。

なお、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年度版による。

2 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和9年3月24日迄

4 工事内容

本工事は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電気錠制御装置更新工事を行うものである。

5 更新概要

- (1) ネットワーク対応型電気錠制御盤の設置（電気錠制御 56 箇所用）
- (2) 電気錠制御用コントローラーの設置（電気錠 56 箇所）
- (3) C A N変換機の設置（電気錠 56 箇所）
- (4) 操作表示器の設置（各病棟合計 19 台）
- (5) デジタルテンキーの設置（合計 9 台）
- (6) デジタル I / F ユニットの設置（合計 6 台）
- (7) 自動扉アダプターの設置（合計 3 台）

6 更新機器詳細

- (1) ネットワーク対応型電気錠制御盤
系統：1階防災センター
数量：6台（電気錠制御 56 箇所用）
参考型式：NW-BAN10A×1台、NW-BAN10AE×4台、NW-BAN10AP×1台
- (2) 電気錠制御用コントローラー
系統：各所電気錠
数量：56台
参考型式：TS-U601
- (3) C A N変換機
系統：各所電気錠
数量：56台
参考型式：BAN10-cf
- (4) 操作表示器
系統：I C U、2西、N I C U、G C U、3西、4東、4西、5東、5西、6東
数量：19台
参考型式：B-9615F

(5) デジタルテンキー

系統：女子更衣室、電気錠⑩、電気錠W2、電気錠W3、電気錠周 1、電気錠周 3
数量：9 台
参考型式：T-3830SA

(6) デジタル I/F ユニット

系統：女子更衣室、電気錠⑩、電気錠W2、電気錠W3、電気錠周 1、電気錠周 3
数量：6 台
参考型式：T-38301F

(7) 自動扉アダプター

系統：電気錠⑪、電気錠⑫、電気錠周 3
数量：3 台
参考型式：AD-TR01

7 電気錠の連動仕様

- ・地震時は自動で解除されない。
- ・避難経路上の電気錠は、全てパニックオープン（火報連動）にて設計すること。

※建築基準法では火災時の避難のみ想定で、地震時の避難は全て人の手での解錠避難となる。

8 既存設備との整合性

既存電気錠・電気錠制御盤・配線方式との互換性は受注者の責任で確認すること。現地調査不足による手直しは受注者負担とする。

9 安全対策関係

受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施することとする。

10 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、工事及び材料搬出入時の安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

11 施工日

基本的に平日昼間での作業であるが、場合によっては土日（祝日）または夜間も病院関係者及び監督員に了承を得て進めることとする。

12 施工方法

- (1) 電気錠制御盤は、既設電気錠操作盤 1 へ集約する。既設電気錠操作盤 2・既設電気錠操作盤 3・単独の操作盤については撤去しメクラプレート設置とする。
- (2) 現地施工を行うにあたっては、騒音振動などに配慮し、工事工程を計画すること。
- (3) 病院内での工事内容周知のために、必要となる資料作成について、協力すること。
- (4) 工事工程や搬入計画などを含めた作業要領書を作成し提出すること。

13 施工条件

- (1) 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。
- (2) 当工事は病院運営しながらの施工となるため、入院患者の皆様、来院者及び医療スタッフの支障のないようにし、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。

工事に伴う作業員の出入り、資材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵芥発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

(3) 工事期間中、対象出入口の施解錠機能を停止する場合は事前に監督員の下承を得ること。

14 環境への配慮

工事使用する材料は、環境に配慮したものを使用することとする。

15 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 安全について十分な注意を払い、第三者災害防止に努めるものとする。
- (3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険箇所における作業上の注意事項を指示するものとする。

16 悪天候時の対応

天候により施工が困難な場合は、一時休工とし、天候回復後、現場の安全を確認または確保した上で再開するものとする。

17 動作確認・試験

各扉ごとに施錠・解錠・非常解錠（停電時解錠含む）の動作確認を行い、試験成績書を提出すること。不具合が確認された場合は受注者の責任・費用で是正すること。

18 提出書類

・ 作業要領書	2 部
・ 作業完了報告書	2 部
・ 完成図書	2 部
・ 完成図面（結線図・系統図）	図面データ
・ 施解錠試験成績書	1 部
・ 工事写真	1 部
・ その他必要なもの	

19 消防等への届出

工事の内容が消防等への届出が必要となる場合は、監督員と協議を行うものとする。

20 不具合による対応体制

引渡し後一定期間、施解錠不良等の対応に対し、速やかに現地対応可能な体制を確保すること。

21 資材購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り県内業者を優先させること。

22 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。